

1 当事者が役場に来られる場合

(1) 当事者が個人の場合

印鑑証明書（印鑑登録証明書）（作成後3か月以内のもの）と実印

又は、㊦から㊨の方法

㊦運転免許証，旅券，船員手帳，住民基本台帳カード（本人の顔写真が付いたもの）

又は障害者手帳と認印，㊧外国に居住する日本人＝㊦のほか，当該外国に駐在する日本領事又は当該外国の公証人から得た署名（サイン）証明書，拇印証明書等

㊨外国人＝運転免許証，旅券，㊩我が国に在留する外国人＝㊦のほか，外国人登録証明書又は在留カード，我が国に駐在する外国領事から得た署名証明書，㊪外国在住の外国人＝㊦のほか，当該外国の権限ある官署又は当該国の公証人から得た署名証明書

(2) 当事者が法人の場合（法人代表者が役場に来られる場合）

①会社等の履歴事項全部証明書，現在事項全部証明書又は代表者事項証明書（作成後3か月以内のもの）

②代表者の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）

③②に合致する印鑑

（外国法人＝本邦に登記を有する場合は日本法人と同じ。本邦に登記を有しない場合，㊦本店所在地の権限ある官公署発行の証明書，又は㊧本店所在地の権限ある公証人発行の証明書により，法人資格証明書，代表者の代表権限証明書，署名証明書の原本又は認証謄本を提出することが必要。）

2 代理人が役場に来られる場合（遺言公正証書は代理人による作成不可。任意後見契約公正証書も原則本人と面接して作成。）

(1) 任意代理人の場合

①本人の委任状（個人＝実印押捺。法人＝法人代表者の署名又は記名・1(2)③押捺。）

（委任状には契約内容の記載が必要。内容が別紙の場合には別紙との契印が必要。）

②本人の印鑑証明書（個人＝印鑑登録証明書，1(1)参照。法人＝1(2)②。なお，法人の場合1(2)①が必要。1(2)外国法人に関する括弧書き参照。）

③代理人の本人確認資料（1(1)参照）

(2) 法定代理人の場合

①未成年者の親権者＝戸籍謄本

②後見人＝家庭裁判所の審判書又は登記事項証明書

③代理人の本人確認資料（1(1)参照）